

会第4号

滋賀県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

平成20年9月16日

提 出 者

中 村 善一郎  
三 浦 治 雄  
辻 村 克  
佐 野 高 典  
宇 賀 武  
中 沢 啓 子  
谷 康 彦  
西 川 勝 彦  
江 畑 弥八郎  
沢 田 享 子  
森 茂 樹  
梅 村 正 夫  
中 谷 哲 夫

滋賀県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県政務調査費の交付に関する条例（平成13年滋賀県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条および第4条を次のように改める。

（会派および会派に所属する議員に係る政務調査費）

第3条 会派および会派に所属する議員（月の初日に会派に所属している者に限る。以下「所属議員」という。）に係る政務調査費の総額は、所属議員1人当たり月額30万円とする。

2 会派は、前項に規定する所属議員1人当たりの月額を会派に配分する額と所属議員に配分する額に一律に区分するものとする。

3 会派に係る政務調査費は、前項の規定により会派に配分する額として区分した額に所属議員の数を乗じて得た額を会派に対し交付する。

4 所属議員に係る政務調査費は、第2項の規定により所属議員に配分する額として区分した額を所属議員に対し交付する。

5 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡もしくは除名、議員の所属会派からの脱会もしくは除名または議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の第1項に規定する政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、または会派が解散した場合も同様とする。

6 第3項に規定する所属議員の数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

(会派に所属しない議員に係る政務調査費)

第4条 会派に所属しない議員(月の初日に会派に所属していない者に限る。以下この条において同じ)に係る政務調査費は、議員1人当たり月額20万円とし、当該議員に対し交付する。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡もしくは除名、議員の所属会派への入会または議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の前項に規定する政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

第5条第1項中「結成し、会派に係る政務調査費の交付を受けようとする」を「結成した」に改め、「政務調査費経理責任者」の右に「ならびに第3条第2項に規定する会派に配分する額および所属議員に配分する額」を加える。

第10条第4項中「のうち1件1万円以上のもの」を削る。

#### 付 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付する政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に改正前の第5条第1項の規定に基づき提出されている会派結成届(以下「旧会派結成届」という。)は、改正後の第5条第1項の規定に基づき提出された会派結成届とみなす。この場合において、旧会派結成届を提出した会派の代表者は、改正後の第3条第2項に規定する会派に配分する額および所属議員に配分する額を定め、この条例の施行の日から3日以内に滋賀県議会の議長に書面によりこれらを届け出なければならない。